「やりたい」が「できる」。

広場の使い方ガイドブック

都市施設課所管

ver.3

このガイドブックができるまで。

　このガイドブックに記載のある広場は、駅などの大きな施設の周辺、多くの人が行き来する場所に位置しているにも関わらず、今まであまり活用されていませんでした。

　その理由として、広場の使用許可を受ければ様々な活動ができることを皆さんに上手に伝えられていないことが一番の原因であると考え、このガイドブックを作成しました。

　広場が様々な目的で活用されることにより、その広場を中心として周辺地域に新しい賑わいが生まれたり、新しいコミュニティが形成されたりと、皆さんにより良い日常生活を送っていただくための「新しいスペース」となることを期待しています。

※このガイドブックにおいて、広場の定義には、広場機能を有する施設も含みます。

目次

使える施設の場所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1～2
大切な約束 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.3
使用許可を受ける上でのルール ・・・・・・・・・・・・ P.4
使用までの流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.5
申請前、使用前に準備・確認すること ・・・・・・・・・・ P.6
使用後に必ずすること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.7
使用料金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.8
各広場の詳細 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.9～19
事前に確認が必要な機関の連絡先 ・・・・・・・・・・ P.20
お問い合わせ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.21

東岡崎駅周辺エリア
■ 使える施設

岡崎駅周辺エリア
■ 使える施設

大切な約束

ずっと、みんなの「やりたい」が「できる」ように、以下のルールを必ず守っていただきますようお願いいたします。

- 広場、広場にあるものを傷つけない、汚さない。
- 危険物、ごみ、汚物を持ち込まない、捨てない。
- 周りの人、周辺地域に迷惑をかけない。
- 広場の中、その周辺で喫煙しない。※加熱式タバコも含みます。
- 常識的に考えてやってはいけないことはしない。

使用許可を受ける上でのルール

- １回の申請における最大許可期間は原則２週間とします。
- 一度、申請・使用許可を受けた方の、次の申請については、その前の使用許可期間の最終日の翌日以降より受付をさせていただきます。（最短で3週間後の使用となります。）

※ただし、他の方からの申請がないときは、続けて使用することができる場合がありますので、一度事前にご相談ください。

- １日の使用時間は９：００～２１：００とします。（準備や撤収にかかる時間も含みます。）
- 申請する使用範囲は必要最小限としてください。
- 申請された使用範囲外は、他の申請を受付け、許可をする場合があります。
- 大きな音が発生する活動を行う場合は、事前に周辺地域へ周知を行い、必要に応じて調整をしてください。
- 使用許可を受けた目的以外で使用しないでください。
- 岡崎市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団の利益になる活動はできません。
- 許可を受けた施設の一部や全部を第三者に転貸したり、権利を譲渡しないでください。
- 活動内容に応じて、必要な手続き等を申請前までに必ず済ませてください。

➡ P.21を参照

使用までの流れ

やりたい

事前相談、仮予約

6ヵ月前から

↓

活動内容に応じて関係機関へ確認、手続きを行う

申請書を出す前に！

↓

申請書を提出する

3週間前まで

※受付は先着順で、申請書の提出をもって正式に予約完了とさせていただきます

↓

審査（約2週間）

↓

許可書、振込用紙を受け取る

↓

使用料を納める

→ 振込後、振込用紙の控え（納入通知書兼領収証書）をFAXまたはメールで都市施設課へ送信

↓

できる！

使用日当日

→ 電気、水道を使用される場合は、使用日当日の1、2週間前より鍵を直接お渡ししますので、都合の良い日に市役所へお越しください

使用後は速やかに鍵の返却をお願いします

申請前、使用前に準備・確認すること

- 関係機関へやりたい内容ができるかどうかを確認し、必要に応じて申請・届出を行ってください。

  ➡ 関係機関より受けた許可等のコピーを申請時に提出してもらいます。

- 電気、水道を使用したい場合は、何のために、どれくらいの量※を、どれくらいの時間使用したいのか、明確にしてください。

  ➡ 使用料と一緒に電気、水道の使用量に応じた料金をお振込みいただきます。

- 必ず、使用する広場に直接行き、傷や汚れがないか確認してください。

- 電気、水道を使用する場合は、場所や鍵などの使い方をしっかりと把握しておいてください。

※電気については実際に使用する電気製品の消費電力（W）をご確認ください。

使用後に必ずすること

- 広場、広場にあるものに傷がついていないか、汚れていないかを確認してください。
- 片付け・清掃を行い、広場を使用前と<u>同じ状態以上</u>にしてください。
  ➡ 広場の使用前、使用後の状態を写真で報告してもらう場合があります。
- 鍵を借りた場合は、速やかに返却をしてください。
- 許可書と一緒にお渡ししたアンケートを提出してください。

使用料金

※R4.4.1　時点

図の番号	施設名	１日×１㎡あたりの使用料（目安）
①	東岡崎駅ペデストリアンデッキ	40円
②	シビコ西広場	12円
③	ウッドデッキ広場	12円
④	岡崎駅自由通路	17円
⑤	岡崎駅東口ペデストリアンデッキ	32円
⑥	ニンドウの広場	16円
⑦	ジャスミンの広場	16円
⑧	カザグルマの広場	17円
⑨	バラの広場	16円
⑩	カズラの広場	17円
⑪	フジの広場	17円

①東岡崎駅ペデストリアンデッキ（家康公ひろば）

使用可能な全体面積　３４４．６０㎡

②シビコ西広場

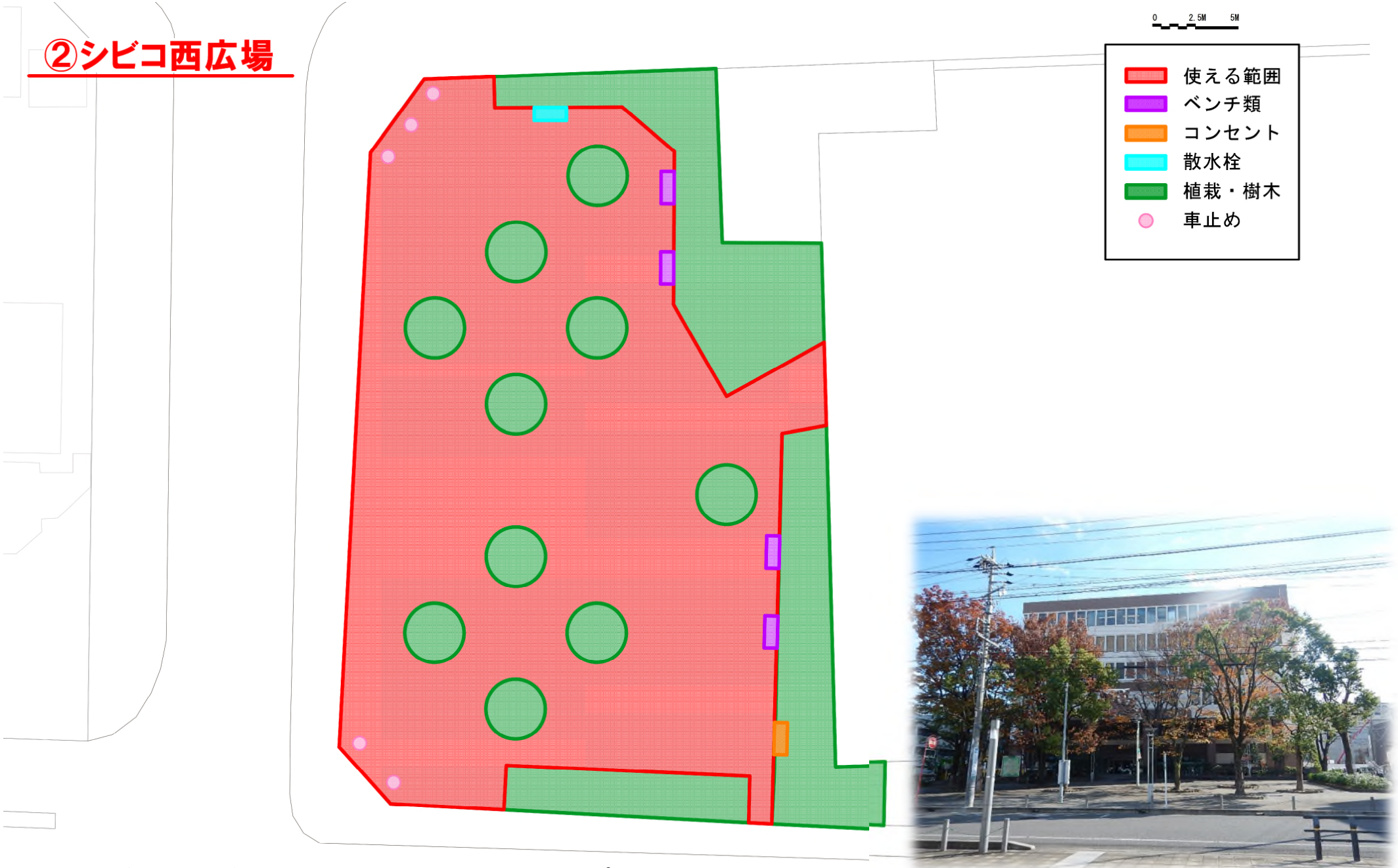

使用可能な全体面積　７９０．７５㎡

③ウッドデッキ広場

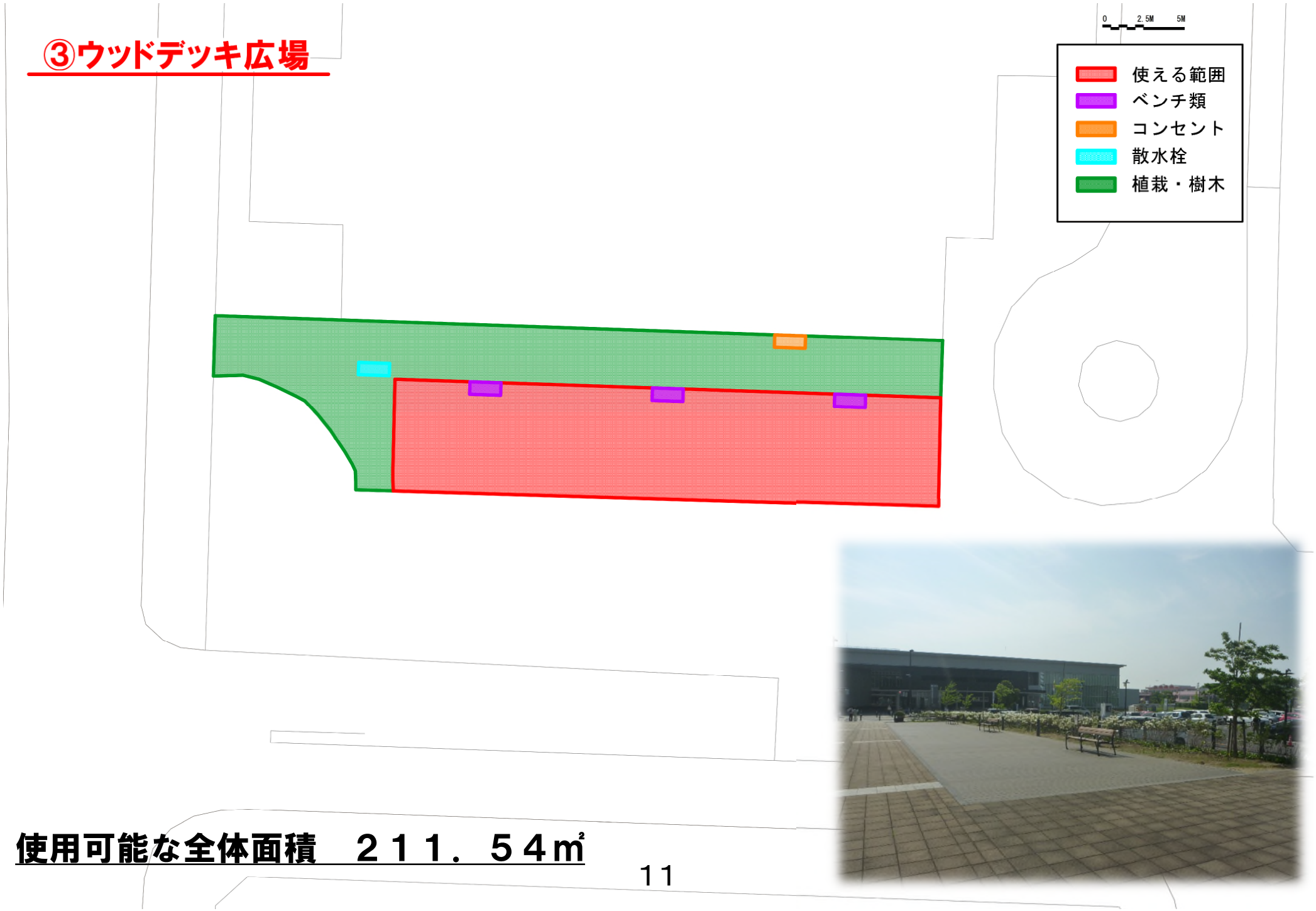

使用可能な全体面積　２１１．５４㎡

④岡崎駅自由通路

※この施設は個人単位での使用はできません。

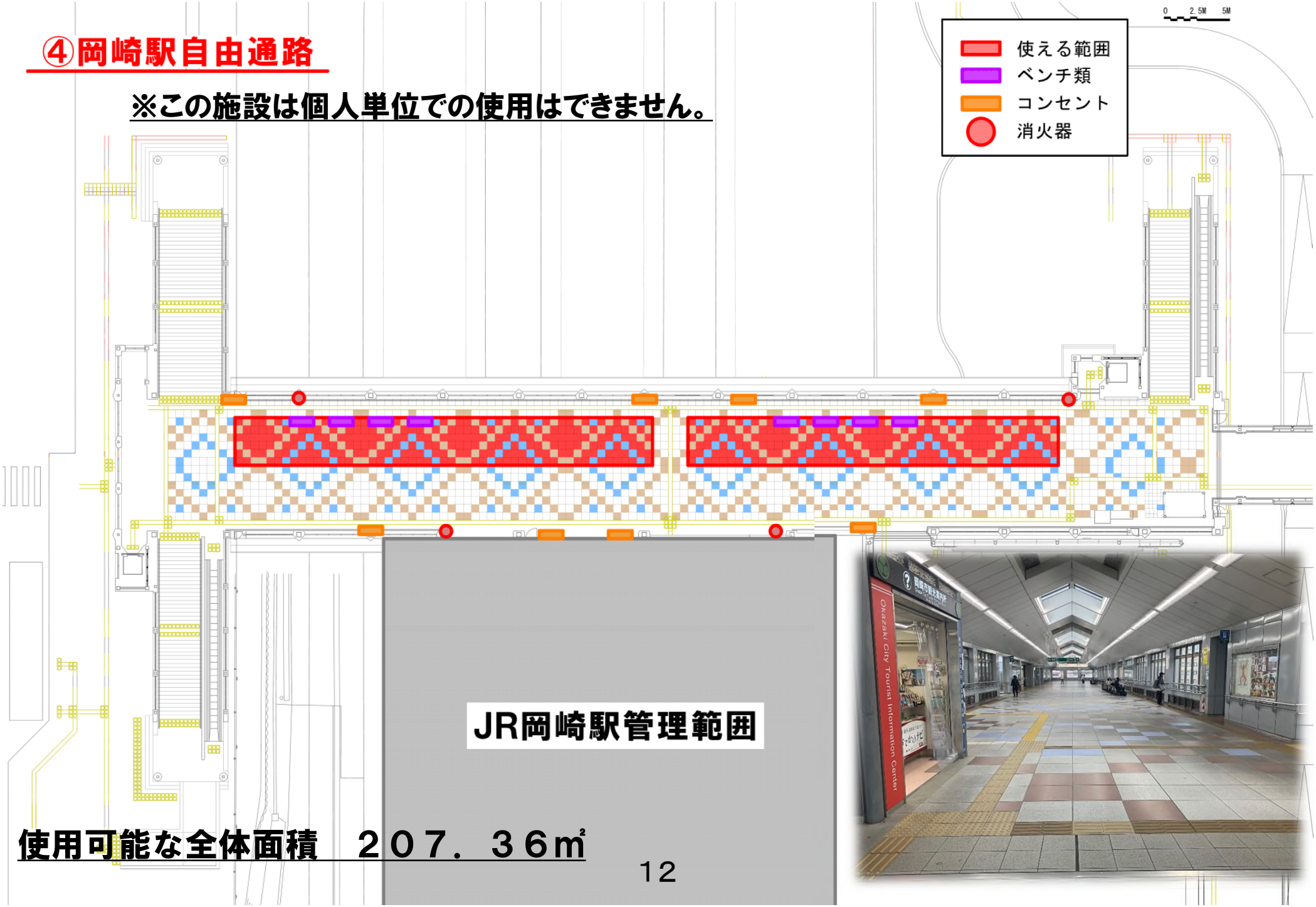

使用可能な全体面積　２０７．３６㎡

⑤岡崎駅東口ペデストリアンデッキ

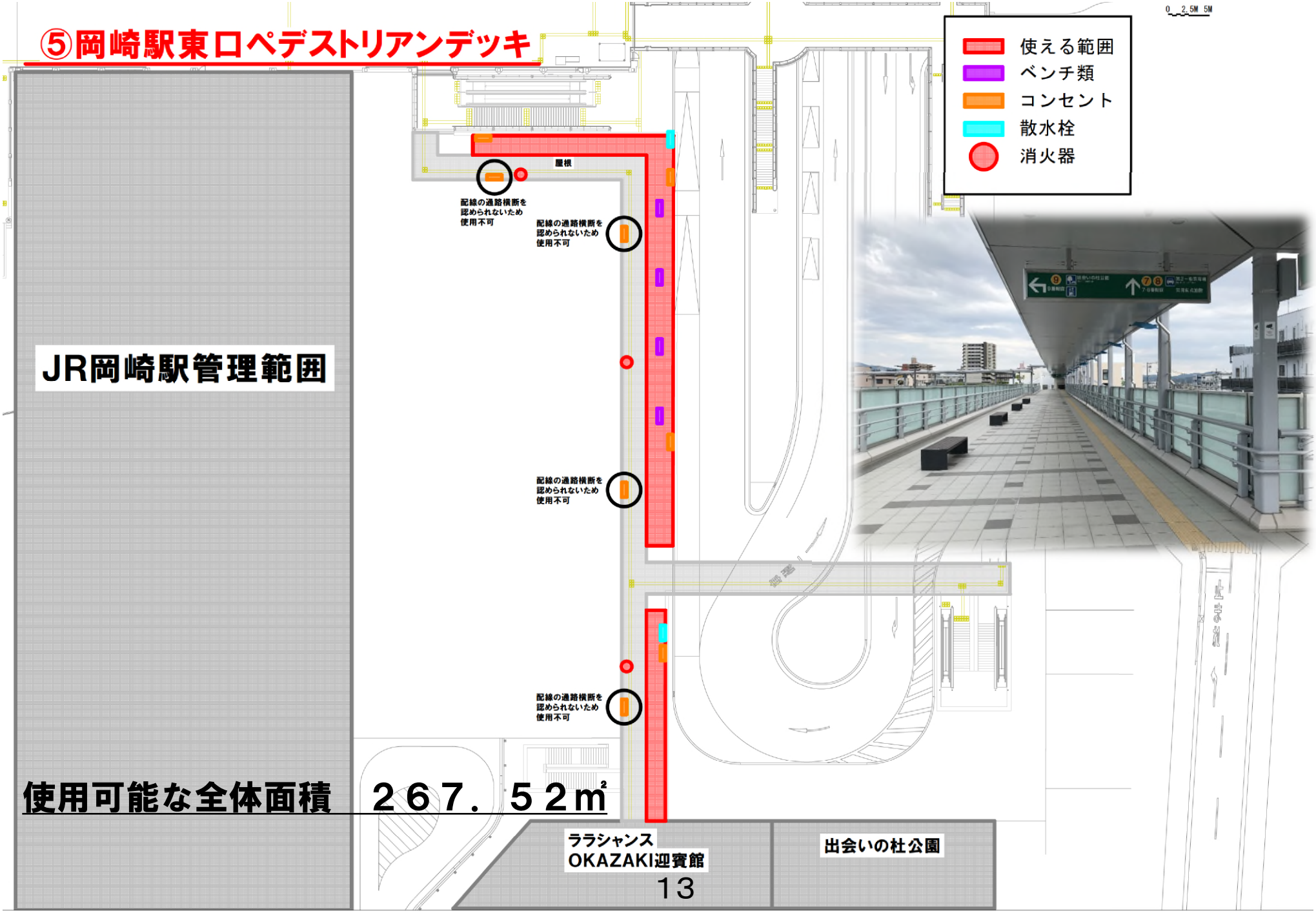

使用可能な全体面積　２６７．５２㎡

⑥ニンドウの広場

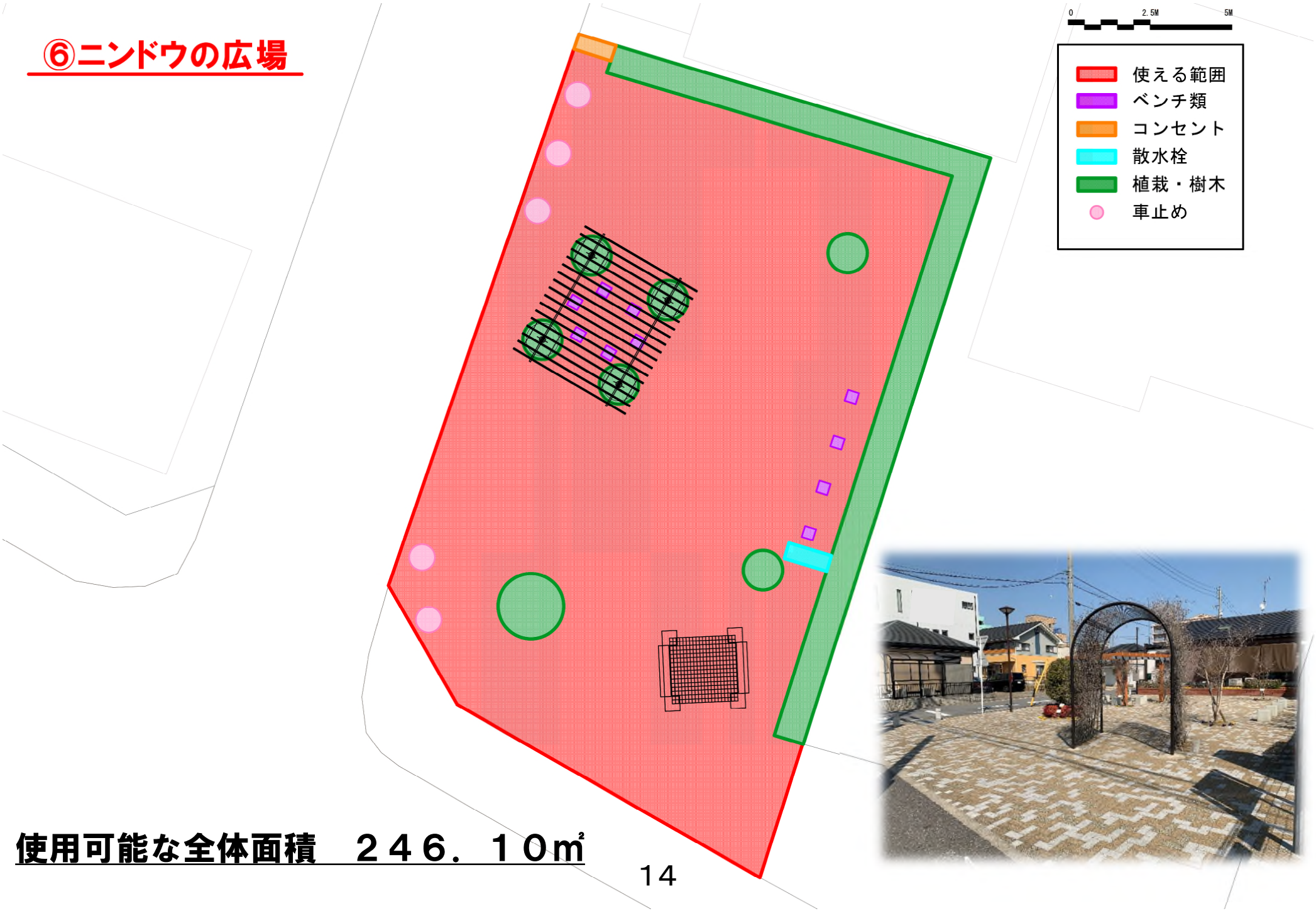

使用可能な全体面積　２４６．１０㎡

⑦ジャスミンの広場

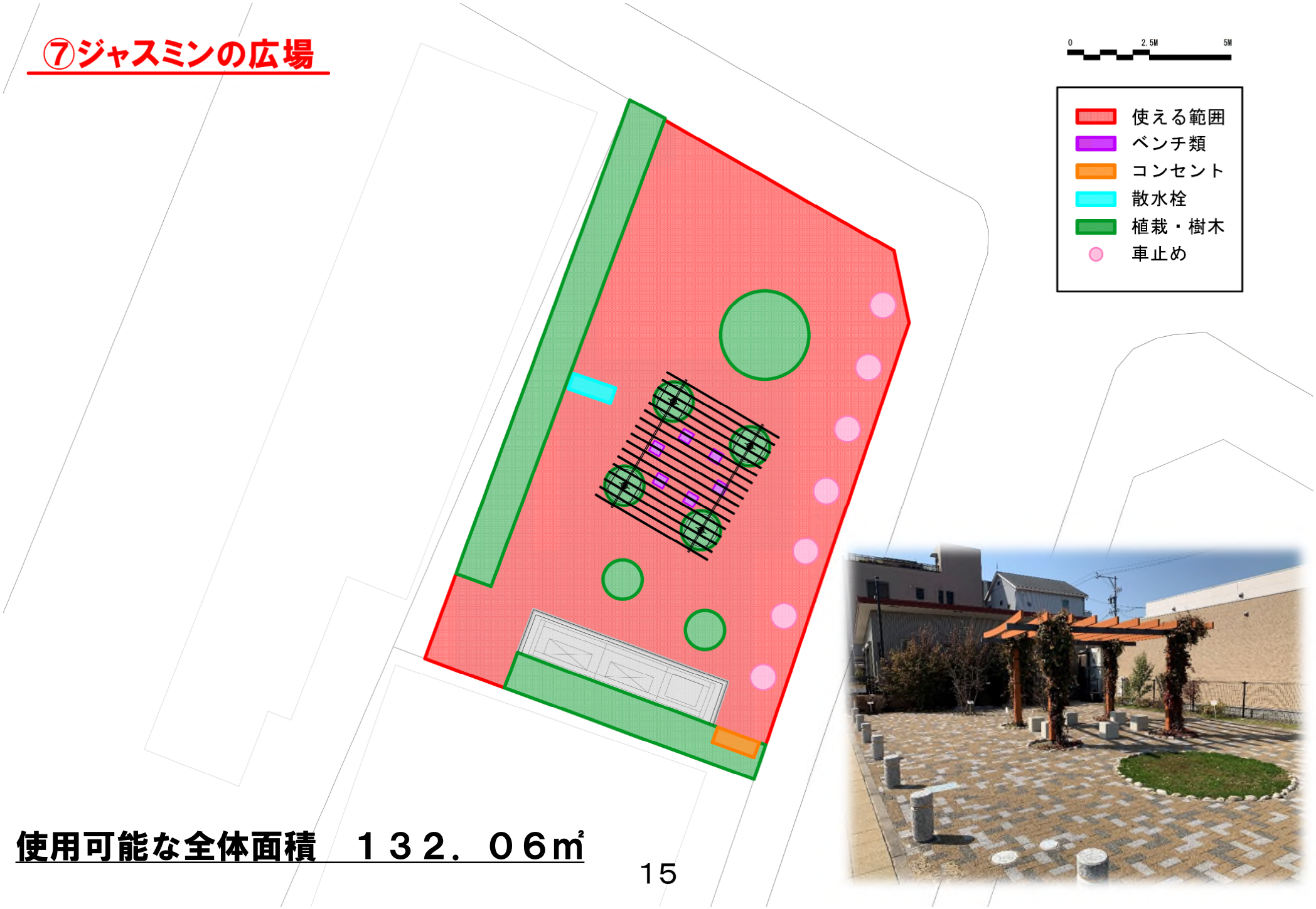

使用可能な全体面積　１３２．０６㎡

⑧カザグルマの広場

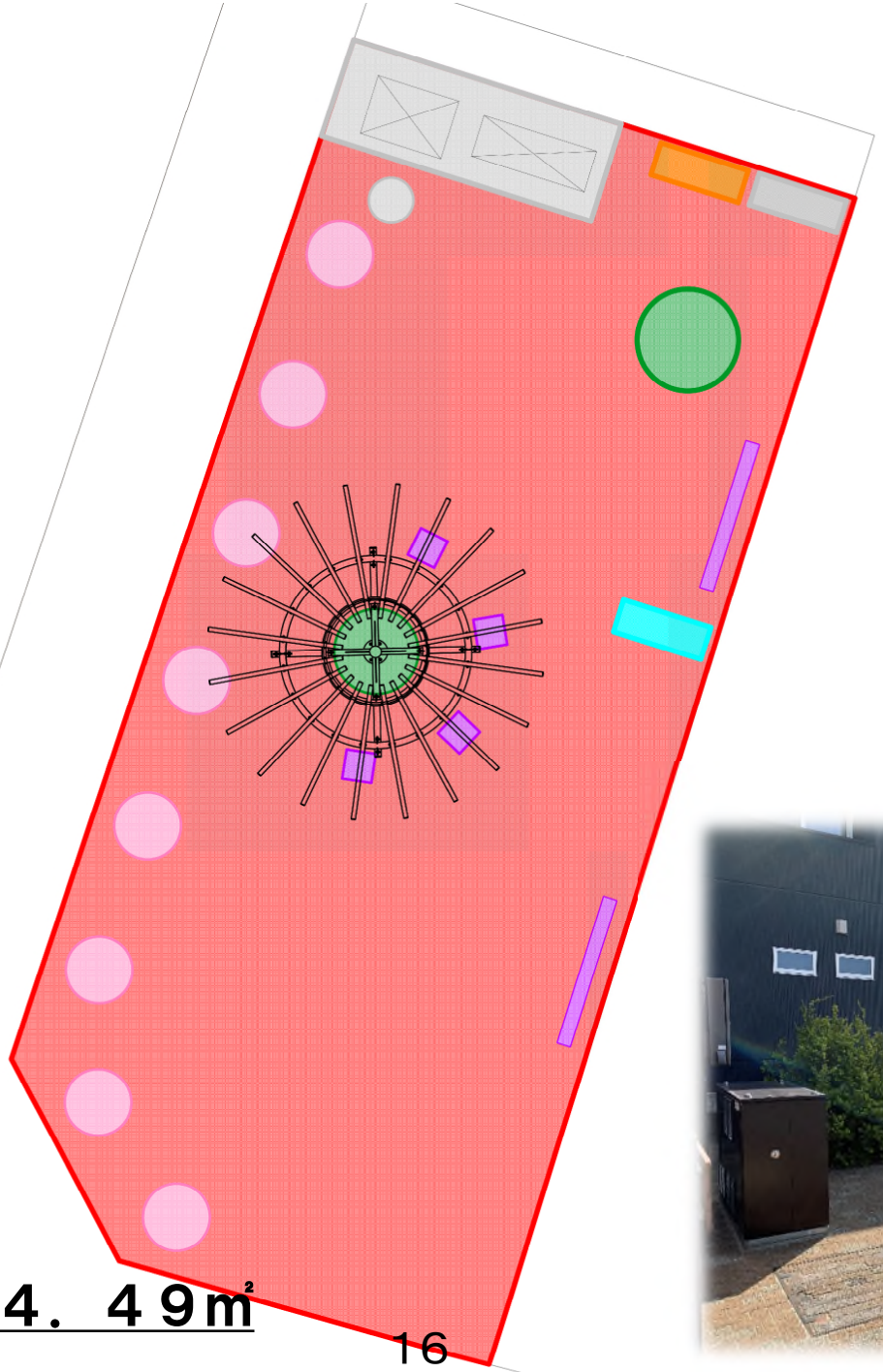

0　2.5M　5M

- 使える範囲
- ベンチ類
- コンセント
- 散水栓
- 植栽・樹木
- 車止め

使用可能な全体面積　８４．４９㎡

⑨バラの広場

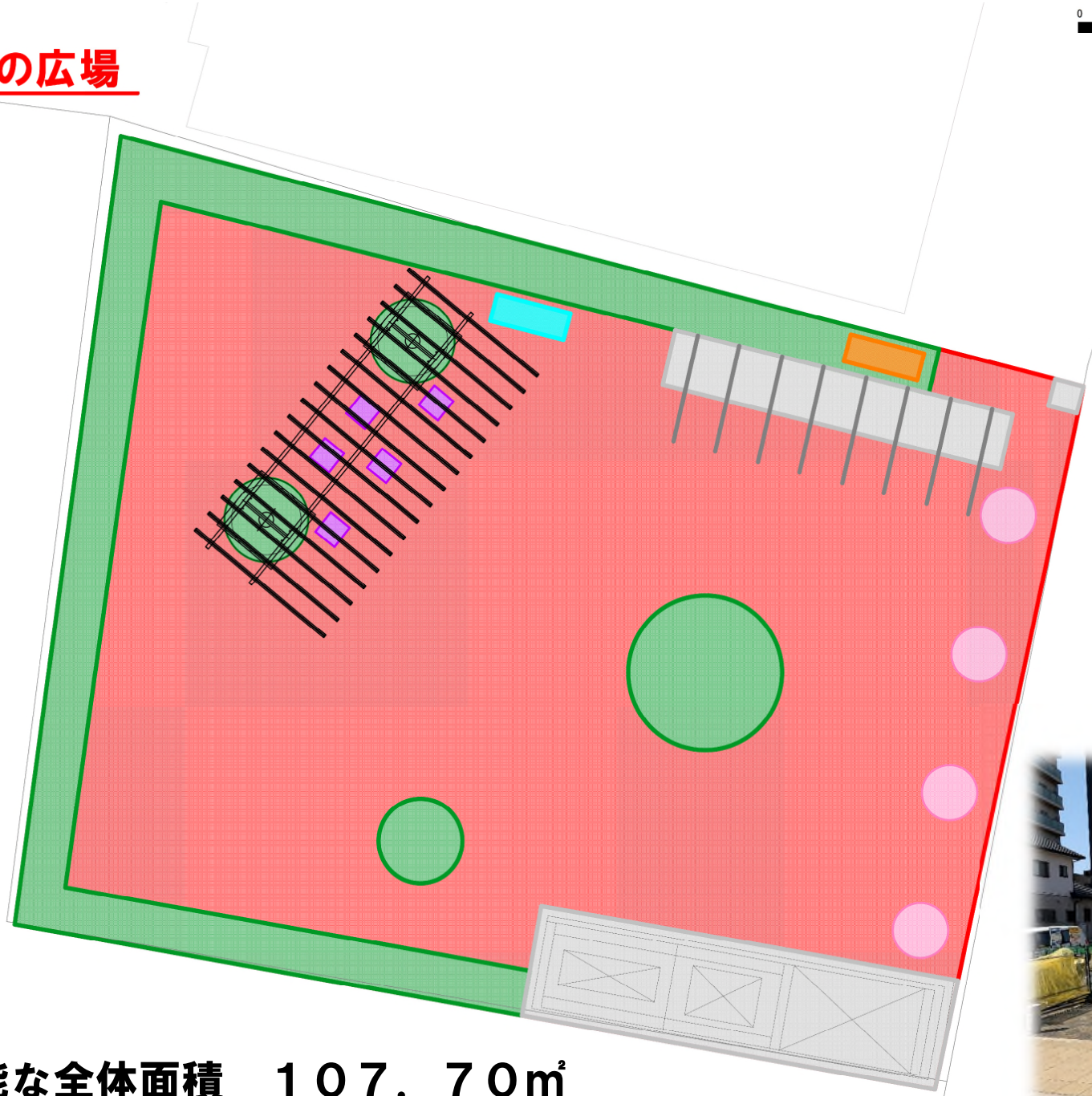

使用可能な全体面積　１０７．７０㎡

⑩カズラの広場

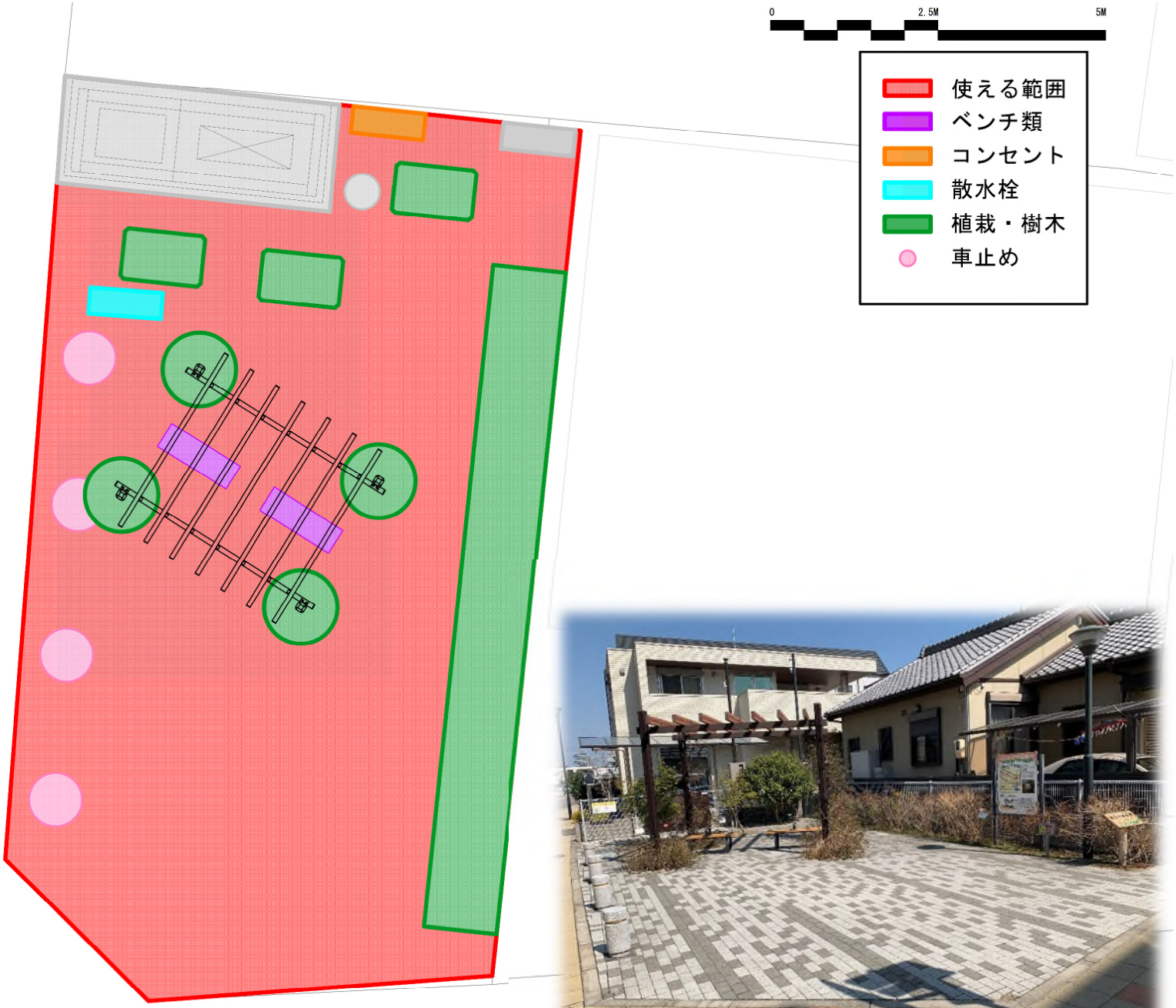

使用可能な全体面積　７３．９８㎡

⑪フジの広場

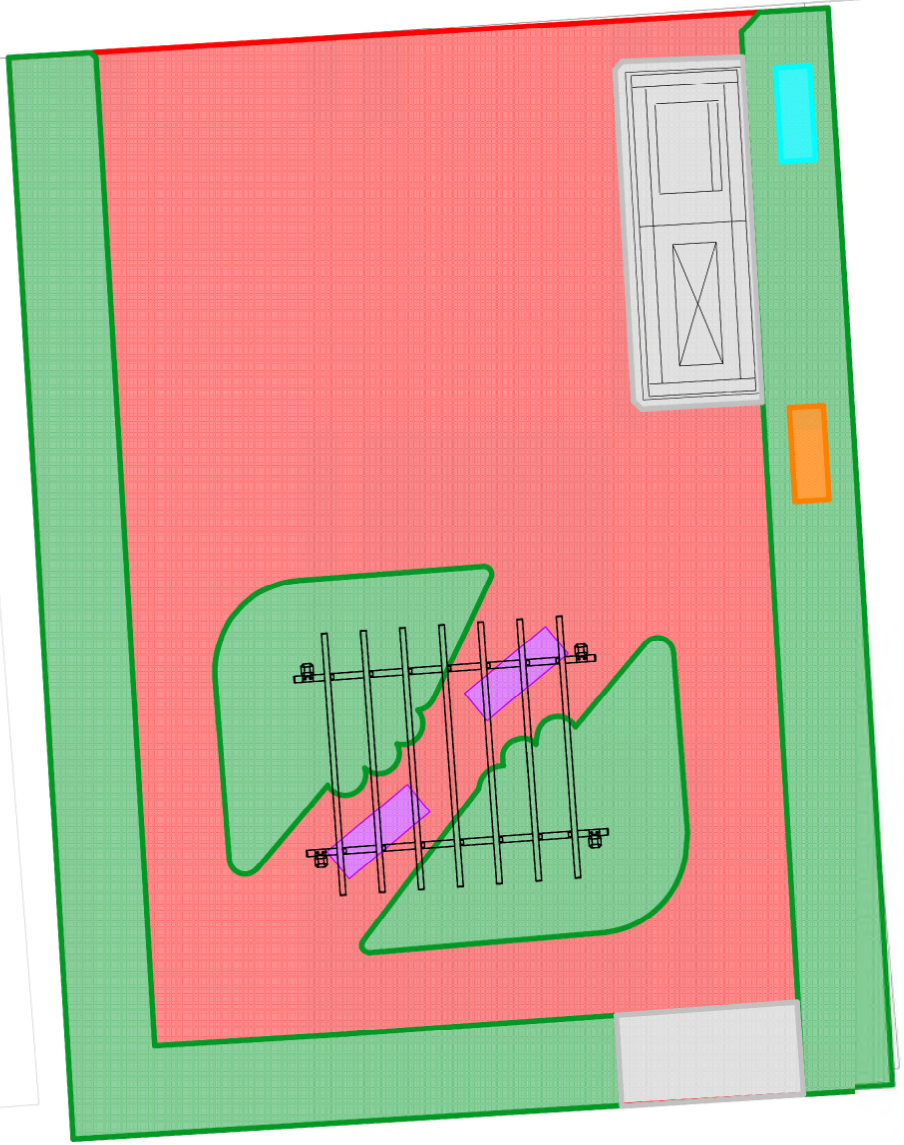

使用可能な全体面積　６４．３３㎡

事前に確認が必要な機関の連絡先

食品の調理・販売をする場合	保健衛生課食品衛生係	0564-23-6068
※1 興行場の営業をする場合	保健衛生課環境衛生係	0564-23-6187
火気類を使用・販売する場合	消防本部予防課予防係	0564-21-9859
酒類を販売する場合	岡崎税務署	0564-58-6511 （ガイダンスが流れたら2番を押してください）
※2 屋外で広告物を表示する場合	まちづくりデザイン課屋外広告物係	0564-23-7252

※1　使用日のうち、5日以上、映画・演劇・音楽・スポーツ・演芸・見せ物といった興行を行う場合に該当します。
※2　6日以上の表示が該当します。（④岡崎駅自由通路は屋内であるため確認不要です。）

さあ、「やりたい」をはじめよう。

お問い合わせ先

受付時間　平日午前8時30分から午後5時15分まで

〒444-8601

岡崎市十王町二丁目9番地　岡崎市役所西庁舎1階

岡崎市　都市政策部　都市施設課　管理活用係

TEL　0564-23-7240

FAX　0564-23-6676

MAIL　toshishisetsu@city.okazaki.lg.jp

まずはお気軽にご連絡ください！